

新規開始届出に必要な書類一覧（個人）

＜提出書類＞

1	探偵業開始届出書	様式第1号
2	住民票の写し	本籍（外国人の場合は国籍等）が記載されたもの
3	履歴書	
4	誓約書（個人用）	探偵業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
5	市町村(特別区を含む)長の証明書	本籍地の市区町村が発行する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明書

※ 2～5の書類は、発行日又は作成日が提出日の3か月以内のもの

提出先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
届出手数料 : なし

※ 届出期限は、探偵業を開始しようとする日の前日までです。

《問い合わせ先》

営業所の所在地を管轄する警察署（生活安全課）